

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和5年3月
税制企画課

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、機構指定納付受託者制度や地方税統一QRコードの導入に対応するなど、所要の改正を行った。

2 改正の内容

(1) 徴収金の納付又は納入に係る改正

ア 指定納付受託者制度の導入に伴う改正

地方自治法の一部改正により、従来の指定代理納付者制度に代えて、指定納付受託者制度が導入されたことに伴い、所要の改正を行った。（第7条第7項関係）

イ 機構指定納付受託者制度の導入に伴う改正

地方税法の一部改正により、特定徴収金の納付又は納入に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として地方税共同機構が指定するもの（機構指定納付受託者）に、納付又は納入を委託することができるようになったことに伴い、所要の改正を行った。（第7条第8項関係）

(2) 地方税統一QRコードの導入に伴う改正

納税者の利便性向上のため、令和5年度から納付書に地方税統一QRコードを付すことに伴い、様式の改正を行った。（第9号様式の3、第9号様式の4、第9号様式の6、第15号様式の2、第67号様式、第75号様式、第132号様式及び第132号様式の4関係）

(3) 更正請求書の記載事項の整備

地方税法の一部改正により、更正請求書におけるワンスオンリーの原則を徹底する観点から、当該請求書の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等の記載が不要とされたことに伴い、所要の改正を行った。（第45号様式及び第45号様式の2関係）

(4) 納付済通知書等の送付の廃止に伴う改正

自動車税種別割等を口座振替により納付した場合の納付済通知書について、その送付を取りやめることとしたことに伴い、所要の改正を行った。（別表第4、第13号様式の3、第13号様式の4及び第50号様式の2関係）

(5) 法人税における連結納税制度の見直しに伴う改正

法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度へ移行したことに伴い、法人の県民税及び事業税に係る更正決定通知書等について、所要の改正を行った。（第61号様式の2、第61号様式の3、第62号様式、第63号様式及び第65号様式関係）

(6) 不動産取得税に係る区分所有明細書の改正

神奈川県県税条例の一部改正により、不動産の取得者に義務付けている申告書又は報告書の提出が、一定の期間内に登記の申請をした場合には、当該申請が却下された場合を除き不要とされたことに伴い、区分所有明細書について、所要の改正を行った。（第77号様式関係）

(7) 不動産取得税の減免規定の削除

住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金が終了したことに伴い、当該補助金の交付の決定を受けた者が住宅を取得した場合等における、当該取得に対する不動産取得税の減免措置について、関係規定を削除した。（第2条及び別表第2関係）

(8) その他所要の改正を行った。（第7条第5項、第79号様式の2及び第80号様式関係）

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2(3)、2(5)（第61号様式の2及び第61号様式の3に限る。）、2(7)及び2(8)は公布の日。